

袖ヶ浦バスターミナル広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、袖ヶ浦市広告掲載に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、市が管理する袖ヶ浦バスターミナルへの広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体、位置及び枠数)

第2条 袖ヶ浦バスターミナルにおける広告媒体、枠数等は次の表に掲げるものとする。

広告媒体	広告掲載の枠数
バスターミナル待合所棟内掲示板	6 枠

2 広告の位置は市が指定する。

3 広告の掲載は、広告媒体ごとに1 広告主につき1 枠を限度とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 袖ヶ浦バスターミナルに広告を掲載できる者、広告の内容、広告のデザインは、要綱第3条及び袖ヶ浦市広告掲載基準（以下「基準」という。）の規定に準ずるものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次の表に掲げるものとする。

広告媒体	大きさ	形式
バスターミナル待合所棟内 掲示板	B 2 版以内 (縦 728 mm×横 515 mm)	ポスター等 ただし配布物は除く。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、月の初日からその月の末日までの1 月とする。ただし広告掲載の取り扱い上支障がなく、広告掲載希望者が望むときは、複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、広告掲載の取り扱い上支障がなく、広告掲載希望者が望むときは、月の途中からの掲載を認めることができる。

3 掲載期間の最終は年度末までとする。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、次の表に掲げるものとする。ただし1 月に満たない掲載期間があるときは1 月とみなす。

広告媒体	枠数／月数	金額
バスターミナル待合所棟内 掲示板	1 枠／1 月	5, 0 0 0 円

(広告の申込み期間)

第7条 広告掲載の申込みをしようとする者は、広告掲載を希望する日の3 0 日前までに要綱第6条に規定する書類を提出するものとする。

(広告掲載料の返還)

第8条 要綱第1 0 条第1 項ただし書きの規定により返還する広告掲載料は、納

付済額のうち掲載決定期間の残りの月数に応じた額とする。この場合1月未満はこれを切り捨てる。

(広告掲載の取り下げ)

第9条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により取り下げを希望する日の7日前までに市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済の広告掲載料は返還しない。

(免責事項)

第10条 第8条の規定にかかわらず、広告主は次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止する場合にあっては、当該停止に係る掲載料の返還、損害の補償等を市に請求することができない。

(1) 火災及び地震、水害、落雷等の天災

(2) 袖ヶ浦バスターミナルの設置及び管理に関する条例第7条に規定する供用の休止

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。